#### 第2回八女市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年2月5日(水)午前10時00分から午前10時35分
- 2. 開催場所 八女市役所 205会議室
- 3. 出席農業委員 (21名)

1番	草場 紀彦	2番	大久保義治	3番	平島 雅夫
4番	久間 絹子	5番	樋口 悦雄	6番	栗原 英喜
7番	仁田原政美			9番	隈本 俊光
10番	今村 嗣範			12番	牛嶋 徹也
13番	大坪知美子	14番	中島 秀徳	15番	鵜木 利通
16番	中村 輝義	17番	城後 公一	18番	月足 靖彦
19番	小川 哲郎	20番	田村 一彦	21番	宮園 福夫
22番	川口 隆男			24番	塚本ちゑ子

4. 出席最適化推進委員(21名)

1番	馬場 康浩	2番	隈本	弘文	4番	牛島	由美子
5番	樋口 祐二	9番	橋山	渡	10番	山本	茂登
14番	松延 清隆	15番	大坪	喜代人	20番	篠原	孝春
22番	樋口 惠一	23番	田形	隆徳	27番	井手	千年
31番	水本 敏明	32番	野中	敏成	36番	谷川	侯司
37番	原 義博	38番	入江	保生	39番	古庄	秀司
41番	栗原 嘉寿秀	43番	山口	史登	44番	末﨑	博利
45番	伊藤 俊夫						

5. 欠席委員 農業委員(3名)

8番 溝尻 修 11番 茅島 澄雄 23番 高山 和典

- 6. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定 の処理について

議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長 原 信也 次長 平島 聡 書記 平 博治 書記 原 知輝 黒木支所 江田 弘正 立花支所 野中 由利 上陽支所 大淵 剛 星野支所 近藤 理和 矢部支所 堤 翔太

#### 8. 会議の概要

#### 議長

先月、1月28日に福岡県農業委員会研修大会が行われましたけれども、全国農業新聞普及活動の部で優秀賞をいただきました。ありがとうございました。ご参加いただきました委員のみなさま大変お疲れさまでございました。

本日は、令和2年第2回農業委員会総会を開催いたしましたところ、 委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとう ございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

(議長着席)

#### 議長

日程 第1・会議の成立

ただ今の出席委員の数は農業委員 21名

農地利用最適化推進委員 21名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

#### 議長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、19番小川哲郎委員、20番 田村一彦委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

#### 議長

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

議 長 事務局をして案件の朗読をいたさせます。

(案件朗読)

議長 事務局朗読のとおり、報告1件・議案4件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をいたさせます。

事務局 ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告 につきましては、35件です。解約のあった土地186筆のうち田36筆、畑150筆、合計面積 421,981㎡です。それぞれ合意解 約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま すので、質疑にとどめ審議を終わります。

15ページをお願いします。

議 長 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、 番号1番を、最適化推進委員20番 篠原孝春委員さんにご説明をお 願いします。

推進委員推進委員20番が、1番についてご説明いたします。 (議案書朗読)20番ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて番号2番を、最適化推進委員31番 水本敏明委員さんご説明をお願いします。

推進委員 31番 推進委員31番が、2番について説明します。 (議案書朗読) ご審議よろしくお願いします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて番号3番を、最適化推進委員32番 野中敏成委員さんご説明をお願いします。

推進委員 32番 推進委員32番が、3番について説明いたします。 (議案書朗読) よろしくお願いします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて番号4番を、最適化推進委員22番 樋口惠一委員さんご説明をお願いします。

推進委員

22番

推進委員22番が4番について説明いたします。 (議案書朗読) ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。

議 長 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて番号5番を、最適化推進委員39番 古庄秀司委員さんご説

明をお願いします。

推進委員 推進委員39番が5番について説明いたします。 (議案書朗読) よ39番 ろしくお願いします。

議 長 地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて番号6番を、最適化推進委員43番 山口史登委員さんご説明をお願いします。

推進委員推進委員 4 3 番が 6 番について説明します。 (議案書朗読) よろし4 3 番くお願いいたします。

議 長 地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 17ページをお願いします。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての20ページの17番は最適化推進委員13番 中島壽敏委員さん、29ページの66番は農業委員11番 茅島澄雄委員さん、30ページの72番は最適化推進委員39番 古庄秀司委員さん、34ページの89番は最適化推進委員43番 山口史登委員さん、36ページの98番は農業委員15番 鵜木利通委員さん、39ページの113番は最適化推進委員36番 谷川侯司委員さんに11条を適用しますので、関係する委員さんは席を下げて頂きますようにお願いします。それでは、事務局より説明いたさせます。

#### 事務局

ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、 八女市長から本委員に対して決定を求められているものでございま す。今回は、所有権移転の案件が4件と利用権設定の案件が126件 ございます。番号1番、(議案書朗読)、番号2番、(議案書朗読)、 番号3番、(議案書朗読)、番号4番、(議案書朗読)この案件は下 限面積の関連がありますのでご説明いたします。

19ページをお願いします。番号12番、(議案書朗読)、番号4番の譲受人と番号12番の譲受人は親子であり、同一世帯で農業をされていますので、経営面積は合計で7, 812㎡になるため問題はございません。

18ページから42ページにつきましては、利用権設定の各筆明細になっております。期間は1年から10年まで。新規、再設定を合わせて利用権設定126件。利用権設定をする土地は280筆、合計面積414,082.31㎡です。詳細についてですが、今回は新規営農等が出ておりますのでご説明いたします。

32ページをお願いします。番号81番、(議案書朗読)、譲受人は、農業生産経営を目的に平成31年3月に設立された法人です。立花町では小松菜やホウレンソウなどの野菜を栽培される予定でございます。販売については親会社が契約店舗により販売をされます。下限面積ですが、今回の利用権設定で21,042.49㎡になりますので問題はございません。以上でございます。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

#### ( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 関係する委員さんの11条を解除します。元の席にお戻りください。 43ページをお願いします。

議長

議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、 番号1番を事務局より説明をいたさせます。

事務局

ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の 農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれも該当しない農地 であり、第2種農地と判断します。以上でございます。

議長

続いて、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。

農業委員 17番 農業委員17番が1番について説明します。場所につきましては、 八女インターそばにあります株式会社サンテック九州から北側へ200mほどの農地になります。 (議案書朗読) 隣接する農地の同意はあります。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。以上でございます。

議長

現地調査員の農業委員13番 大坪知美子委員さんご報告をお願いします。

農業委員

13番

農業委員13番が1番について説明いたします。1月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、公共下水道により処理され、雨水については申請地内に設置されます側溝を通って北側道路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。

議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

( 異議なしの声あり )

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 44ページをお願いします。

#### 議長

議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、 番号1番を事務局へ説明をいたさせます。

#### 事務局

ご説明いたします。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上でございます。

#### 議長

続いて、最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明をお願いします。

### 推進委員 1番

推進委員1番が1番について説明いたします。場所につきましては、 国道3号線沿いのマックスバリューから西へ300mほど進んだ農地 になります。 (議案書朗読) 隣接する農地はありません。水利の承諾 もとれており、排水に関しても問題無いと思います。ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。

#### 議長

現地調査委員の農業委員20番 田村一彦委員さんご報告をお願いします。

### 農業委員 20番

農業委員20番が、1番についてご説明申し上げます。1月27日に現地調査を行いました。その結果、生活雑排水については合併浄化槽により処理され、西側水路へ排水されます。雨水については自然流下及び南側水路へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しておりますし、双方とも最終的には北側の大きな水路に排水されるということで確認しております。以上です。

#### 議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

# 農業委員 5番

農業委員5番です。専用住宅用地は500㎡以下だと聞いていたのですが、本案件はどういうわけでしょうか。

#### 事務局

お答えします。専用住宅は概ね500㎡までで転用を認めているところでございますが、この案件の場合は住宅に付属しまして住宅前面を貸駐車場にされるので、住宅のみであれば500㎡という基準がありますが、住宅と駐車場用地を合わせまして議案書の面積つまり500㎡を超えましても必要な面積ということで認められることとなっております。

# 農業委員

はい。わかりました。

#### 議長

5番

他にはありませんか。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

#### ( 異議なしの声あり )

#### 議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

#### 議長

続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。

#### 事務局

ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。以上でございます。

#### 議長

続いて、最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明をお願いします。

# 推進委員

1番

推進委員1番が、2番について説明します。場所につきましては、 立野のJA福岡八女西支店から、新しくできた市道を東へ300mほ ど進んだ農地になります。 (議案書朗読) 隣接する農地の同意はあり ますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思い ます。よろしくお願いします。

現地調査委員の農業委員13番 大坪知美子委員さんご報告をお願いします。

# 農業委員13番

農業委員13番が2番について説明いたします。1月27日に現地 調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道により処理され、 雨水については申請地内に設置される側溝及び集水桝を通り南側水路 に排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしま した。以上でございます。

#### 議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

#### 議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

#### 議長

続いて、番号3番を事務局より説明をいたさせます。

#### 事務局

ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の 農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農 地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。

#### 議長

続いて、農業委員13番 大坪知美子委員さんご説明をお願いします。

# 農業委員

#### 13番

農業委員13番が3番について説明いたします。場所につきましては、主要地方道佐賀八女線沿いにあります龍ケ原セブンイレブンを南東へ100mほど進んだ農地になります。 (議案書朗読) 隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれております。排水に関しても別段問題は無いと思います。以上でございます。

#### 議長

現地調査委員の農業委員20番 田村一彦委員さんご報告をお願いします。

# 農業委員 20番

農業委員20番が3番についてご説明申し上げます。1月27日に 現地調査を行いました。その結果、生活雑排水については合併浄化槽 により処理され、敷地内に新設される側溝を経由して南側の水路に排 水されます。雨水については自然流下及び南側水路へ排水されます。 隣接地への影響等、問題はないと確認いたしております。以上でござ います。

議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて、番号4番を事務局より説明をいたさせます。

事務局

ご説明いたします。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定 以上に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断しま す。以上でございます。

議長

続いて、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。

農業委員 17番 農業委員17番が4番について説明いたします。場所につきましては、鵜木のファミリーマートを南へ350mほど進んだ農地になります。 (議案書朗読) 隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。

議長

現地調査委員の農業委員13番 大坪知美子委員さんご報告をお願いします。

農業委員 13番 農業委員13番が、4番について説明いたします。1月27日に現 地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道により処理さ

## 農業委員

れます。雨水については申請地内に設置される側溝を通り、西側水路 へ排水となります。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたし 13番 ました。以上でございます。

議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わり ました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて、番号5番を事務局より説明をいたさせます。

事務局

ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断いたします。 内容は3番と同じです。以上でございます。

議長

続いて、最適化推進委員43番 山口史登委員さん、現地調査の報 告も併せてご説明をお願いします。

# 推進委員 43番

推進委員43番が5番について説明いたします。申請地は、県道5 2 号線を上陽町から星野村に入り、1 kmほど進んだ県道沿いの農地 になります。(議案書朗読)隣接農地の同意もあり、水利の承諾もと れており、排水に関しても問題無いと確認しています。

現地調査につきましては、1月24日に現地調査を行いました。現 地調査の結果、雨水排水は、東側の水路へ排水される予定です。生活 排水については、トイレの汚水については汲み取り式とし、生活排水 は雨水同様、東側の水路への排水を予定されています。隣接地への影 響等、特段問題はないと確認しております。以上よろしくお願いいた します。

長 議

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

議長	ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでご ざいました。
	( 閉会宣言 10時35分 )
	令和2年2月5日
	議長
	1 9番
	20番